⑵　電気の需要家及び一般電気事業者の間における負担の過不足を生じさせないため、買取総額は、実績値に基づくこと。

⑶　電気の供給の対価を構成する要素として、需要家が公平かつ確実に負担するため、一般電気事業者ごとに転嫁の単価は単一とし、転嫁する額は各電気の需要家の使用電力量に応じた額とすること。

⑷　転嫁の単価に係る季節による変動の平準化等のため、買取総額の集計期間及び転嫁の単価の設定期間は１年とすること（ただし、平成25年度及び平成26年度については、この限りでない。）。

こうした考え方に基づき、平成25年度及び平成26年度における一般電気事業者ごとの転嫁の単価は、それぞれの年度分の転嫁による収入に係る法人事業税等相当額を加味しつつ、それぞれ次に定めるところにより算出した額とすることを基本とする。

⑴　平成25年４月分（※１）

平成24年度における転嫁の単価

⑵　平成25年５月分から平成26年３月分まで（※２）

（平成24年１月から同年６月までにおける買取総額－平成24年１月から同年６月までにおける回避可能費用－（平成25年４月における転嫁の単価×平成25年４月における想定総需要電力量））÷平成25年５月から平成26年３月までにおける想定総需要電力量（消費税等相当額を除く。）に消費税等相当額を加えた額

⑶　平成26年４月分から同年９月分まで（※３）

（平成24年７月における買取総額－平成24年７月における回避可能費用）÷平成26年４月から同年９月までにおける想定総需要電力量に消費税等相当額を加えた額

（※１）　平成25年３月に検針その他これに類する行為（以下「検針等」という。）が行われた日（毎月１日に検針等を行う契約を締結している場合においては、当該検針等が行われた日は原則としてその前月に属するものとする。以下同じ。）から次の検針等が行われた日（電気の需給契約の廃止に伴い１月に２回検針等が行われた場合においては、当該次の検針等が行われた日は原則としてその翌月に属するものとする。以下同じ。）の前日までの間の各電気の需要家の使用電力量に適用するものとする。

（※２）　平成25年４月に検針等が行われた日から平成26年２月に検針等が行われた日の次の検針等が行われた日の前日までの間の各電気の需要家の使用電力量に適用するものとする。

（※３）　平成26年３月に検針等が行われた日から平成26年８月に検針等が行われた日の次の検針等が行われた日の前日までの間の各電気の需要家の使用電力量に適用するものとする。

なお、当年度における転嫁の単価については、前年における買取総額が実績値に基づくこと等、その算定のために必要な数値が変動するものであることにかんがみ、毎年度、転嫁の実施に先立って、その算定のために必要な数値が確定し次第、可能な限り速やかに具体的な単価を設定するものとする。

また、各電気の需要家に転嫁する額は、次の算式により算出した額とする。

当年度における転嫁の単価×当該需要家の使用電力量

附　則

この告示は、平成二十五年三月一日から適用する。

○経済産業省告示第二十七号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十五年二月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十五年二月二十六日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録番号	氏　名	登録番号	氏　名
410701	野田　賢広	410702	宍鳥　哲
410703	冨部　暁子	410704	森　研介
410705	近藤　研二	410706	真亡　良
410707	三村　敬太	410708	富永　市郎
410709	和田　康佑	410710	佐々木義孝
410711	小林　圭佑	410712	湊　幹
410713	小亡　武仁	410714	三㠯　拓
410715	千秋　敦彦	410716	杉本　良人
410717	貞許　健治	410718	木嵜　正博
410719	栗屋　英顱	410720	戸田　啓介
410721	松浦　亮一	410722	飯塚　優
410723	相馬　由寛	410724	樫村英一郎
410725	君塚　吉是	410726	粟野　祐樹

○経済産業省告示第二十八号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十五年二月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十五年二月二十六日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録番号	（変更後）	（変更前）
106259	中村　雅徳	中村　雅德
213628	塚本　達男	塚本　達男
406802	早川　功人	秋田　功人

○経済産業省告示第二十九号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項の規定に基づき、平成二十五年二月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十五年二月二十六日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録番号	氏　名	登録番号	氏　名
210831	畑本　俊彦	405238	樋口　晴紀

○国土交通省告示第百四十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十四年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年二月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　星野川

昭和三十七年建設省告示第二千六百六十五号で指定した土地のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の土地の区域

福岡県八女市星野村

字柳原	九九四番一地先	道路敷	一号
字小西	一〇二六九番一〇		二号
字東上ノ山	一〇一二八番一		三号
字原	一〇〇〇三番一地先	道路敷	四号

○国土交通省告示第百四十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十四年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年二月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

星野川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を昭和三十七年建設省告示第二千六百六十五号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県八女市星野村

字小西

一〇二五九番四　一号

一〇二五九番一　二号